

# 税務証明発行業務の変更

那覇市は国が推進する「システム標準化※」の対応を進めています。

標準化に伴う事務作業の見直しにより、市税に関する証明書について、一部記載内容等を変更、または交付を終了します。

今回の変更につきまして、ご理解のほどよろしくお願ひします。

令和7年12月まで

令和8年1月から見直し

資産証明	評価証明書	1月1日（賦課期日）以降に登記内容の変更があった場合、変更後の情報を備考欄に記載して交付
	公課証明書	希望に応じて本籍地を記載して交付
	無資産証明書	交付あり
	物件証明書	1月～12月までの固定資産税を納付した証明書を交付
	扶養証明書	交付あり
	名寄帳の写し	交付あり 1枚300円、公印あり



変更後の情報は記載できません (変更があった翌年4月以降に発行される証明書から反映されます)
本籍地は記載できません
交付を終了します
交付を終了します
交付を終了します
交付を終了します
運用を見直します 詳細は那覇市ホームページをご確認ください⇒



令和8年3月まで

令和8年4月から見直し

資産証明書のコンビニ交付	交付サービスあり
--------------	----------



交付サービスを終了します 証明書の交付は、窓口、郵送またはオンライン申請にて申請ください
---

※システム標準化とは

全国の自治体が個別に導入・運用しているシステムを、国が定める標準仕様に合わせたシステムに統一する取り組みです。これにより、自治体業務の効率化やコスト削減、デジタル化の基盤構築、住民サービスの向上を目指します。

## 【問い合わせ先】

那覇市役所 企画財務部

市民税課 法人・税務証明グループ  
資産税課 管理グループ（名寄帳の写しの交付）

☎098-862-9903  
☎098-862-5320

